

自主表示対象品目 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

1 動力消防ポンプ

ポンプ、ポンプ駆動用の内燃機関又はこれらと同等以上の性能を有する機関その他の必要な機械器具から構成される消防の用に供するポンプ設備をいう。消防ポンプ自動車及び可搬式消防ポンプがある。

2 消防用ホース

消防の用に供する平ホース、保形ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースをいう。

3 消防用吸管

動力消防ポンプの吸水口に結合して使用する吸水のための導管をいう。

4 消防用結合金具

消防用ホース又は消防用吸管を他のホース又は吸管、動力消防ポンプ等と結合するために、ホース又は吸管的端部に装着する金具をいう。差込式結合金具、ねじ式結合金具、大容量泡放水砲用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具がある。

5 エアゾール式簡易消火具

水その他消火剤を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもののうち、内容積1リットル以下のものをいう。

6 漏電火災警報器

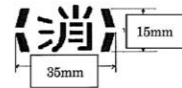
電圧600ボルト以下の警戒電路の漏洩電流を検出し、防火対象物の関係者に報知する設備であって、変流器及び受信機で構成されたものをいう。

自主表示対象機械器具等の種別 表示の様式

動力消防ポンプ



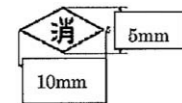
消防用ホース



消防用吸管



結合金具



エアゾール式簡易消火具
漏電火災警報器の変流器又は受信機



関係工業会

一般社団法人日本火災報知機工業会 一般社団法人日本消火器工業会 一般社団法人日本消火装置工業会 一般社団法人日本消防ポンプ協会
一般社団法人日本消防放水器具工業会 一般社団法人全国避難設備工業会 一般社団法人日本消防ホース工業会
一般社団法人全国消防機器販売業協会 公益財団法人日本防災協会 一般社団法人日本消防標識工業会

消防機器等の適正な品質の確保に努めています。

自主表示制度
のしくみ



自主表示制度は、 消防機器等の製造・輸入者が、 自ら検査を行い、品質を保証する制度です！

- 性能機能等に関する技術上の規格は、国が規定
- 規格に適合する旨の表示を付そうとするときは、あらかじめ総務大臣に届出
- 製造者等自らが検査を行い、合格したものには、規格に適合する旨の表示を貼付
- 規格に適合する旨の表示を貼付したものは、販売、販売を目的とする陳列等



対象製品は、6品目が指定されています。
消防機器等の製造・輸入及び設置・修理に係る
業者が規制を受けます。



動力消防ポンプ

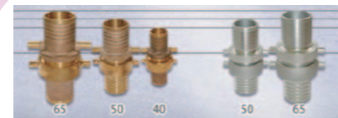


エアゾール式簡易消火具

自主表示対象品目

6品目

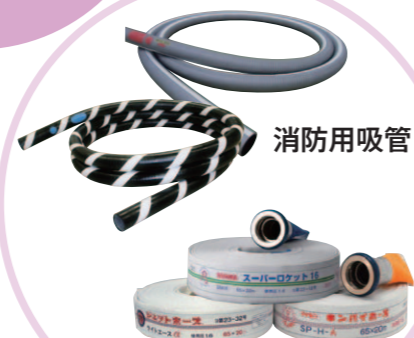
平成26年4月1日現在



結合金具



漏電火災警報器



消防用吸管

消防用ホース

対象製品は、
適合品の表示が貼られて
販売・設置等されます。

準備→届出

対象製品の種類・型式が技術上の規格に適合するものであることの確認を行います。

届出の必要書類

届出書（氏名又は名称及び住所（法人は代表者氏名）、種別・型式、輸入者（製造者の氏名又は名称及び住所又は所在地））

※技術上の規格適合確認書類を添付

検査の実施、記録の作成と保存

形状等が届出に係る種類・型式の設計図書に適合しているかを検査設備・検査方法により確認します。

検査記録の作成・保存（5年）の項目

1. 自主表示対象機械器具等の種類及び型式
2. 検査に用いた設計図書
3. 検査の項目、内容及び判定方法
4. 検査を行った年月日及び場所
5. 検査に使用した設備及び測定機器
6. 検査を実施した者の氏名
7. 検査を行った自主表示対象機械器具等の数量
8. 検査の結果
9. 設計図書、検査設備又は検査方法を変更した場合はその変更履歴

製品販売等

- 販売
- 販売を目的とした陳列
- 設置工事等の請負に係る工事に使用

* 第三者試験検査機関の活用は任意です。

